

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案について

中国運輸局海事振興部旅客課

1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準については、法第4条1号から5号の許可基準に加えて、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程、運航時刻、各運航毎の輸送能力等）が離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要となっています。

3. 審査基準（サービス基準）改正案について

（1）指定区間番号第50号「犬島」（岡山県）

① 改正する内容

「運航日程」（別紙）

毎日から1週間のうち5日間（年末年始を除く）に変更

「運航回数」（別紙）

5往復から3往復に変更

② 改正する理由

旅客人員の減少に伴う需要動向の変更に対応するため

4. 改正施行予定

令和5年11月1日予定